

せいねんこうけんせいど

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、ひとりで物事を決めることに不安や心配のある方の権利や財産を守る制度です。

どんな人が対象？

色々な手続き・契約を一人で決めることが難しい方



手続き、契約の説明が難しくて分からない・・・等



物忘れがあり、お金の支払いを忘れてしまう・使いすぎてしまう・・・等

成年後見人等にしてもらえること

- 入院や施設入居、介護サービス利用時の契約や手続きのお手伝い等
- 保険料や税金の支払い、お金の出し入れのお手伝い等
- よく分からずにした契約の取り消し等

成年後見制度に関するご相談は中第3地域包括センターへご連絡下さい。 ☎072-234-2006

かがやけ！

なか
3
新
聞

な
か
さ
ん
し
ん
ぶ
ん

発行
中第3地域包括
支援センター

第34号

生活の中で困っていることや、心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

中第3地域包括支援センター

(久世 福田 深阪 東陶器 西陶器)校区

堺市中区東山841-1

TEL 072-234-2006



中第3



堺市

